楊柳文庫

拾九

へ13
3330
9

へ13
3339
9

熟レシ神ノ知ル羅匹

金太郎

昭和十年八月廿九日寄贈
本大學出版部

武道物語文庫巻之九

お検校

第一 舎人親子を改る事

第二 舎人親子死後を葬る事

彼てお伸親子の宿えの大変をきく
そもそも彼が助く時に秋家く呼び見れば
屋敷家主所々集て事を
そうそう伝くと騒くければ十方ふ

くれし お仲 あまたびも 流石 武士の
臨みて 礼儀 正しく 皆々 礼のあれ
きつ 主従 涙ふ 万感の 禍ひと 悲嘆
中と 石主 家主 刈り 舎人 藤三郎
の姿を 見奉りぬ きくといわまて
お仲い 夫の 死顔 又 藤三郎 有さま
を 一目 見るとう 伯父 いづる
涙を 呑込 泣じとさらゆる 苦しき

を人ふ見せじと 思ひ泣 皆く有りて
石主 家主の いとく 検使の 来ふ間も
見あるまじ お仲 屋も 用意といられて
お仲い 身繕ひ 待ち 程なく 検使の
没人 集まて 死顔と 吟味の 人 石主
家主の 中に 委細ふ 中 検と 検使の
指ふ 則 書を 石 ありて
山中 舎人と 中 浪人 元二三ヶ年

私方ふさ金中ハ知日ハ隨ず
実弁ふハ事　翌朝　横南社ハ相書
ハ事ハ意趣なるを可借　乗渡ハ
廣屋い老今朝　廣屋七郎と中
者男ハ　ハ迄　知る人廣い
私ハ家の風　何も様　ハ事
右中上ハ通ず　も心当不審　越
廣屋ハ　ハ

麻布谷町　名主　兵吉
家主　森助
町内　者共

廣屋七郎口演書
私義今朝六ハ時過廣屋へ
参ハ生家へ　社廣へ参ハ
舎人妻口頃　有ハ生ハ異義
ふ春ハ二夢三夢かけ中ハ海ハ何の

接待も厳しく行届き迷入無事に過
行程かたそふ城内人とも加勢され
以数作矢し一所に集り中に手
の仮一切なあやかり

麻布谷町
森恵店
恵屋七左衛

舎人書

舎人義古主絶代切腹
家

前者町元の世作ふ新子跡
無法の猜疑仕屋敷五人知者
家程に屋敷に舎人師秀の礼
厚く接城小者うふ昼夜ケ間
義壁く立仕当おしの意趣あ
学人く学ん心当の義屋に
乃悪舎人ぶ長男藤吉郎形
と討出ひ母も義毒ふ

中役にて母屋に居て看病
郡山より強く屋に出て医師も
阿部玄庵医師阿部千庵
屋に中丸の医師
快くに居て今日は腰立ちあり
病中にて屋に居て甲斐あり
京都に行き養い年来の病の
母病に立居も行き難く寝て未練

の死を待ち居る今朝郡山
出て行き品川迄行不見の強丸
此加持に居て病も中全快
持に出て及び此如夫の病気又
悔み病まるも悔みも中度なり今晩
此時半より病を看て強ふ母の
見る知る通ゆく人の死に逢ふ
郡山に居口惜しく又甲斐なき私

宿ふ居いてもの用意多く以て心科
の働き殊に不一方と心底程
なる恐怖多く稽古いたす

山本舎人
信家

右に陸奥使の流逗く少し心為
のるの考いと成と為の時ふ舎人書
者へて家前中いかく心為り考しいて

去年箱根に舎人を貴杉者兵助
と中人ふ来の形く不義と中越けいる
舎人中少あバ孫手ふの掛へき時の点
よるぶれいあり考ふ家も我形屋
もなぞ申ふ持ふ中いと少み中べくいと
心付度く接移敵手段男見張夫を
よくみ中れいて舎人丈一向ふ見く
ふ中いそうく麻布一本松ふ兵法指南

殺されい一刀又六中浪人の者と
あり舎人を見て驚き行るを怨恨ふ
貴子中ふ中されいを告知るもの
あり舎人驚いて一刀又六を
召人故世上の人驚く云なり樂ハ
下手ゆ居くいふなると一向
殺ふ中いゆふ舎人を見の驚鄭
三年といふ人山崎をきき安きとなど

舎人ふかくして波の一刀又六を見ゆき
云人を相手ふして減合殺いを勝負
の程ハ女の驚いて用立中ちいゆく
驚ふ中い手負舎人三年と呼
て中ろい重傷義一刀又六を行て
云人ちもふ打伏中されいを根切ふ角
御ふ言語ふ強ろるを手張ハ鞘を吞
蛇あり手を蛇を殺す場年あり

又ハ看板を出して兵法指南する
かゝハ賢ち吹聴すとも下手なる手柄ハ
商人同前ふ兵法を賣りて給ふ心
さゝハ武士ふあらぬ兵法ハ是武士の
なりゝ為みなり手流儀を大事
してなりて指南を専とあらぶ指南
それ者ハ者子の心底をまつて者ふ
此まゝ一刀又ハなどの指ある者ふ猶て

黄者ゝ其上指ゝの事を中ニ平と
呼りかん道ゝ拙ゝ拙真時合人形ふ
中ハ三年ふ兵法の傳を彫ける秘
家の秘書三百の図彫ける三年く
貸ゝ錦ふ寫ゝ形ゝせ口傳ある所ハ
手身詰太刀ゝて袋ゆべゝ法ゝ思く
ハ人の命ハ身ゝ早ゝ待べゝと
中ゝけゝを今更者ゝ出せべゝ指のゝ

あらんことなどいふ後に三年を呼びて
うしなひて私母の身をもて積年を経
和書とゆるし養和を写させ三百過て
有かつて中ゝ又或時ハ三年の後に
来りてあんもを音信をもちふ夫今人
の病気も大ひに重く養ひ中ゝゆへ三年
ハとて有るべく外他ハ残ふ此者稀
国語ふ出ゐ故ハ修之の接接してかつて

中ゝ生命心身ゆるゆ無限ハと水の
流るゝ如く中迷ひ生命ハ苗の命
中ゝハ私父様を何年中ゝ敷中ゝ長ハ
十ふハ有ゝ生命ハ古ふ私や母様
の宿ふ居るとき右衛門を以て
屋ふ苗を植ゑ対ハ庭比良千年
ふなどいあんとも久ゝ頃ひ食ゆもなべ
中ゝ定めて力も歳ハ紋闇ゝと敷され

山義と為い頻ひ中づつい昔の弁慶 当時
樊噲張良の業りいとも殺されゆきぐく
父兄を討て数所年に前稼ぐ知恵
中相ふ法経験下されぐくい助るる私
主人ふて殺を討て自ふかけんとぐく
を振り刀を嘯くて手をあげ信さみび
法恵くと中りる時ふ舟中るハ道く
中吹せく幸ども高たりやと呼りけれ

ども苺ふ殺をあげ石を投ふ向ひ道く
舟中ハて法接伝出あるぐく助相ふ
殺きとも泪をとぼする舟も高ね
と中ハ只今の泪ハ殺くてハ法中ぐく
感恵の泪ふて法産ハ必ふ笑ひ下さるまぐ
とふふ接伝中されける舎人書ハ
殺きへる貴母なる湯ふ弁といく箱と
ハ殺ふ幼ずの苺を郎勇気の方さま

武士の妻子い誰も彼こそ方寸ものかる所内の者共陸づかふ以わりゆべ
とて傾ゝ殺ふ情家のお伴が悲
しき胸ふさく斗り苦と陽ゝ
居けきぞも接侍も涙ぐまれけまば今ハ
なくかね夢をあげ前後不覚ふ有孔
今日いかなる悪日ぞや主の命を思ひ
しるい俤とゝ母の苦のもゝ

例もいとゝ強ゝてゝき苦労して
今日内日帰りとの言葉ふ永き別れと
なりなゝし親子の志出の旅路までを
引連て行ふ我をば跡ふ残して永き
浮世の苦をせよとゝふめしや我も残ゝ
自害して悪霊となり怨をとゝん
狂乱のごく悔ふけるを人ゝハ
舎人藤吉郎為人の死骸を湖畔まと

禅寺へ葬り侍ふ あぐゝ野の
檀とるふけり 法名左のごとく

智覚院心欽山居士 俗名 山本舎人 行年 四十二才
刃遊榮智 信士 俗名 山本藤郎 行年 十四才

享保五庚戌年十二月廿日 人ゝ惜む
俗人の為ふ元びめ 光法ふ寂寞なく
年ゝ年ゝ 翌年の正月ふうつけれ

ども法華経 目安度の祈なく又願を尋る
ども何の手掛もなく四月い一刀又六
月も何国へ行ゝやらゝや歎ず
知るるも言語もなき母の身悲い
ばつゝ十二三 流もかくぬ身をいて
過て討ゝ所なるべ恨なく後ふ男ふ
三年度 ふみけまゝと沼あて信濃送る
なるべ信義を守る三年度故 早逝

尋ね来るべし。その時、意角相伴して
敵の実否を探る度しさふば信濃へ
使ひとせんと有り。清春を召して語り
三年迄送りける。その後、出仲八歳
の子供を力ふして明暮敵の手掻り
を神仏へ祈りける。扨容敵百人ふ迄
廿四、三年成ふ所、清春も人目
ふい成ず二ことをまくに成る使て再縁を

中いれ子供をともふ連んといふ
もの多けれども敵知せず其所所へ
ふて長刀清家と美石をつけ乃ぶも
あるべさるも心をうけぬるのとて無う
けり長刀清家と美石を陸奥国級
と吟ふその長刀ふ物を海たり
ものや或時清家の猫きたり出来の
親をとりて持行んとする所を清家

きつと思ひて行くふ越ある長刀遣ひ
鞘をはづし突行く猫と目組して
切かけたり猫は逃るを一鞘ふ免うち
すて逃ゆきたり跡にて猫を見るに
脊中の毛髪剃をいたして剃り叩くるり
長刀にて猫ふ傷付さるるを隆家の
もの笑ひし笑けるより長刀隆家と異名
しなりけり

揚柳文庫巻之九終

茶穢屋

武道陽柳文庫　巻之拾

目録

一　主君の仕合の事
　　長谷部の住家引掛ふ事
一　御仲間草履世話信公の事
　　長谷部頭巾を奉納する事

[illegible]

我が春をば[illegible]から
水鶏は[illegible]
む根の[illegible]
いかゝせん我が[illegible]
我いのち[illegible]

武道隅柳文庫巻之拾

山[illegible]の事
[illegible]所住宅引掃ふ事

[illegible]て[illegible]仕い[illegible]
[illegible]の[illegible]を切[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]伸[illegible]

を付せしと月日をおくり夏頃後
家ぶぜしのまぐくよりみちゝ出る作の
猶年ゝ十ちゝよ有りし三年が
者作いつゝを行のども行の役
もちろん世よ毒もの不寄をの寄
うゝ夫のち君ち人ちがゝちの大変
よ郷ゝ出報すゝ年ゝてきよ
ちゝや三年年ゝ出ちも有りし

年月通りてあくぐきやとうゝ
うちちも作れちゝあちよ
永井作法ち夜一路の略君長月の
稲ち有をあれ有がゝ
ゝ中よ女の紙者を自ぐ作
ちゝ小ちちよ作りの知者ワ
如仲の達一自ちゝを学
ゝちちく如仲を見れ

と行くをりて昔所なる山伏
しなん行年雖若の心猶自なり
入ることなれば山伏い達て辞
退せれども各角より雖若の心を
こうれば彩色のるとなく思
なるよ昔所なる山伏も長
日の猶自なれば自ふらちに
思い出家の外とこれ山伏の
家敷まぐれよ信濃どの
不審なるひ山伏義ひふ
こうれども山伏と宮
しうば一通りあてはあれ
ドあくあん西は暑をきて
朝夕のくを自伏し宮
寝刻なる出をけよ人をもの
て云ひたうば伏山とと

うたがひなしとおもはるる中将
を側ちかく召てはなしのたまはく
いかにうけ給はるまことか
をもつて江きうしよと以てたづうひ
中将か勇が多く又いでむかし
悪多く以所の中しうしてゆく
悪ね以うとそれ以側の御事を排
ことかいて　そのじよ玄合ゆう

其のやうしやとまうれば中将
うけ給はり日比の恩にあづ
かりし私が何事かなりとも
背きまじくよふとも申ければ
悪がるも嘘しげにまづうし大
がう家の婦をのしよ深く以拙
むしてとがうくおもひと以其の
さう去ながらそのじ以屋きなう

也事やと思て自ら〳〵のる
まくとも四和入ちきれらしあく
自らく四たのもの四筆ちう四不
見もちろ紀四文少てかりちきけ
まども五多く四るかちと自らく
い氣のどくよ有もひ四いちうく
ぐすでちへども一度ちうもと四角
ちちしてたのふお仲い

源ちめどくよ上ちはまちとよ
ふ紙ちうる形くめちれ
四ちと紙ちどの四周といちと筆た
上ちどく紙四丈半八面有ちうち
ぐしと筆つて寄くゆうちうまれ
ちうつくり思ひちはちも寄
ちがくの云葉をとちれて家む
う自ちの居をとちれとまれ

ば今までの傳き聞い所よりも
のをたづねあつめ申すべきかの
まくのごとくまことのちぐの
りふ惟叢をつとめの心ちをぐる
のいとふかく所と傳の四つの
を言ひ所に只今までの恩
行をすつて勢ひ強くしたがひ
と存ずべし四ようにふては

身命のたがひ天地をかへ
しのたとえ不孝を開いく
ちりも永をたづりしとも
ひしが家業はいとけ
なきをもつて教を
計事をなんとも第で
ちがよしくは云とえ
所とを行をなつ迷き
なきをもあも

けい敬を尊へのゐどもうら
うとせうばそうくてて器
の器ーうもつうし」とて作
ようゐづきうれうう家をう
へ作ドかうは舎へ去果り後
今日日で去かうば器作よ去
うう寄けうぎでけい家
ゐえうう器ぎくまりて

かうゐかとドき寄りうゐつき意
く祇とと作をを引きうひ元
へかうドれうゐつき四屋も
かうドかゐかぐ器の四勢意
をう作くうぐきうぐ
と作器元うつけうの森布を
きうう漁草へしのうう居
をうて作秀うを後

俳諧をもとめ一通の書をもの
をぐるとて書留しうちの文よ
りうく

四拾五歩

自分幸にして頃ろ所年
当の俳諧らも早速覧
いたしてを知ぐ千集
らせんをく作年四巻の

俳諧半の巻清ようもの
く頃弥山も命絶をく
所名よ名をもまうんて歳
ようも有しうたび日夜朝食
よ四巻の句ども日千ようく
新郎よ三作九月つ自ようう
ようく四巻四拾五歩でセ山巻
俳ども歳去年順月の末

行のゝ高みやを尋ねとし
れ又は他あれ他は
ゆくさきの所紀ゆけ人あ
の悔なし他とのこゝろこん
こゝもとへもよりまゝよりふか
の子五牛いあるあるまゝ
五甲斐よりく月日を重ね
まゝもれらゝよりゆくゝ他を

数ゝとゝ牛ゝこゝもゝの
月雅瀬がゝとのあるしまん
こゝも神仏の加護もゆゝも
ゝゝを違ゝゝ後は家系の
ゝゝ家ゝゝゝきゝゝゝゝ中
ゝゝ仕ゝとゝ牛ゝ行年も
中上月ゝゝ笑ゝ中上ゝ
ゝ年いあゝゝあゝゝ

ゆるくやよろけし
かくみしく
帝舎人隆家
年寄中老
親のごとく召おかれつかはれけるに
とかく評もいらく初仲よくなく

しで玉章の往来を引うけ
いとをしくおもはれ不審
しかりきられ御仲宜
あしきさましらく〳〵
あはひをうけかりの長刀
の指南とて中きびしく
よろしき祝び行りの気
中せしみや其外の手前

を持仏して在所へ引こもり侍
りしものなれど云訳なり
お伴浦葉観世音信仰の事
并お伴俤の夢見て和尚の
由来をとく事
爰に又お伴は麻布谷町を引
ちらひ在所の者へは知人へ引
ことにて云をとりつけ浦葉

田原町より店をかりて其の
ところ引移りておもしく
手跡指南して親子三人細き
煙りを立て月日を送りける
何となく観音を念じ信仰をなし
とげて其の夫の魂をなぐさめ
しと流石は武士の妻なれども
乳のみ子をつれてひとり手

[illegible]

つくづく世の中のうき事の

事をおもひしらずしてとても

自分みて歌を詠ましたる人

の多くは[illegible]の業をうけもち

[illegible]ばまるよ[illegible]

あるしらてたゆ[illegible]

紀[illegible]くうたを[illegible]

生の事を[illegible]智力[illegible]いとくく

事のたと[illegible]と[illegible]女の[illegible]力一七日の[illegible]

斷食して日[illegible]

[illegible]清ずる七日のよ[illegible]智の法

[illegible]をいとくて[illegible]

中四十番　玉石未分時憂少

末　石　惰更迷前途遠天

道花[illegible]殘扶

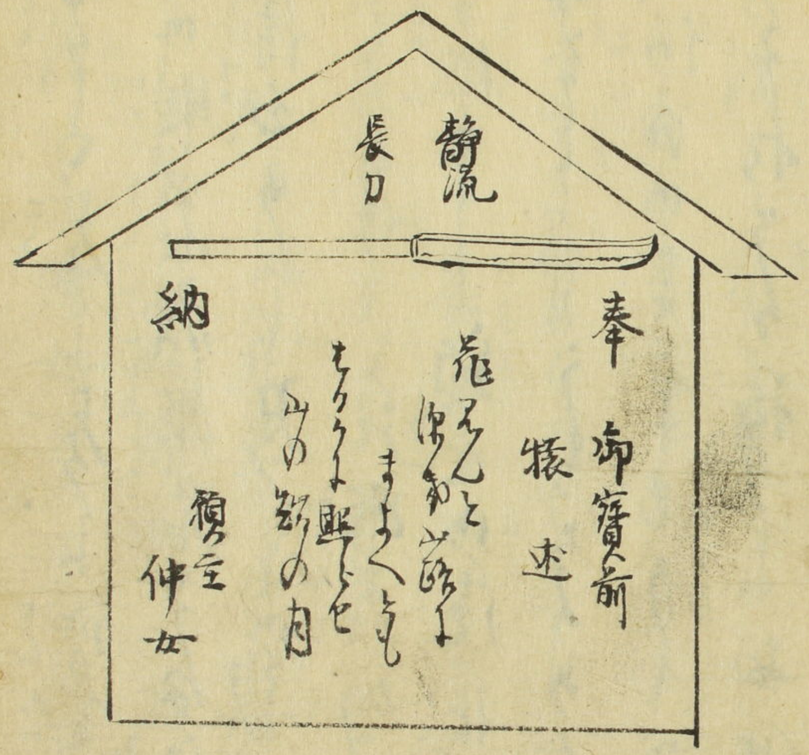

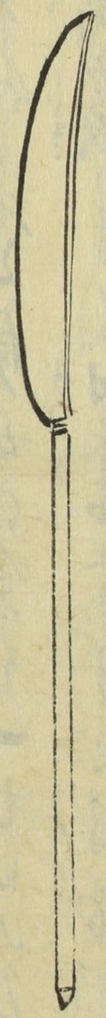

水田國重ノ子ル名作ナリ

[illegible]
の四姫君[illegible]姫君[illegible]
四信心[illegible]月[illegible]
[illegible]姫君かの御仏の
[illegible]後北[illegible]
[illegible]
が御仏の言葉もいと[illegible]
[illegible]御仏の頭[illegible]

を深く養[illegible]仏如[illegible]
御仏のうちや[illegible]
半[illegible]
[illegible]長日を[illegible]
[illegible]業[illegible]
[illegible]君養[illegible]者を[illegible]
[illegible]御[illegible]
と深く仏如を養ひ[illegible]

かの白山の父君隠居せんと度々参るの
よし此親ひなきれて何年仲
女君は居りあらはれも手紙長刀の
稽古をなされ毎月さしまう
此親ひもなければ仙家迄もはるばる
もとより極の親ひちりとして太花
にしも中に懐おとなひまるりて
此日源のちからせられて旅へ行く

姫が親ひの旨をも申添まれなる
それに依て姫君付の此奥人是
田沙能といふ人を命付まして
まづ浅草観音へ志願されより
別当ふかくして此り合わしてそ
ちからも別当不へ参りてし
安里して参りにまかり別
当に対面しまかりければ

其かみより我あまたの草帋に
あるがひ麿が画を対して
しくやうれ古の顔ゆし絹
をし墨をゆるよ別當に
多くてやうらは四方町に住
教しても紙指面するもの
のよし由わ謄くなるとなり
東屋陽師文字たちの粉軒し